

「池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託」
に関するプロポーザル募集要項

令和8年3月

池田市 市民活動部 商工振興課

池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託募集要項

1 件名

池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的

別添の「池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務の内容

別添の「池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託仕様書」のとおり

なお、別添資料は、同業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書は、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更することがあるものとします。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

(4) 事業規模（提案限度価格）

プレミアム原資 200,000,000円

業務委託上限額 40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

合計 240,000,000円

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、下記の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (2) 心身の故障により業務を適正に行うことができないものでないこと及び未成年でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及び、その開始決定がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 法人税又は所得税、消費税、地方消費税、都道府県税、及び市区町村税に未納の税額がないこと。
また、求めに応じてその証明書を提出できること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと池田市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出期限から契約締結日までの期間、池田市指名停止措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容		日 程
1	プロポーザル公募開始	令和8年3月2日(月)
2	質問提出期限(電子メール)	令和8年3月4日(水)
3	質問への回答	令和8年3月6日(金)
4	参加意向申出書等の提出締切	令和8年3月11日(水)
5	提案資格確認結果の通知	令和8年3月13日(金)
6	プロポーザル提案書類提出締切	令和8年3月23日(月)
7	選定委員会(プレゼンテーション)	令和8年3月30日(月)
8	選定結果の通知	令和8年4月上旬
9	契約締結	令和8年4月中旬

※ 本業務についての説明会を実施する予定はありません。

※ 質問、プロポーザル提案書等は公募要領等の公表日から提出可能とします。

5 募集要項等の掲載

募集要項、様式一式を池田市ホームページに掲載します。

- (1) 掲載期間：令和8年3月2日(月)から令和8年3月23日(月)
- (2) 掲載場所：<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/shoko/syogyo/sonota/pre-pro.html>

6 質問書の受付

本募集要項及び仕様書の内容等について疑義のある場合は、次により質問書(様式1)の提出をお願いします。質問内容及び回答については、池田市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答をもって、本募集要項を追加補正したものとみなします。また、質問者の名称は公表しません。

- (1) 提出期限：令和8年3月4日(水)正午(必着)
- (2) 提出先：池田市 市民活動部 商工振興課(池田市役所7階)
E-mail shoro@city.ikeda.osaka.jp
電話番号：072-754-6241
- (3) 提出方法：電子メール ※送信後は、電話でメールの受信確認を行ってください。
- (4) 回答方法：令和8年3月6日(金)を目途に、提出されたすべての質問とその回答を市の公式ホームページに掲載します。

7 参加に係る手続き

本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する場合は、必ず参加表明の書類を提出してください。

- (1) 提出期限：令和8年3月11日(水)午後5時(必着)
- (2) 提出先：池田市 市民活動部 商工振興課
〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号(池田市役所7階)
- (3) 提出方法：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで(持参) ※提出期限を過ぎた場合は受け付けません。

(4) 参加表明のための提出書類

- ア 参加意向申出書（様式 2） 1 部
- イ 申請者の事項に係る証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ・登記事項証明書（全部事項証明書） 1 部
- ウ 印鑑証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ・法務局が発行した印鑑証明書 1 部
- エ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ・税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その 3 の 3） 1 部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1 部
- オ 法人市民税の未納の税額がないことを証明する証明書（発行日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ・池田市と契約する先の所在地のもので、市町村が課税する税について未納の税額がないことを証明する証明書 1 部
 - ・未納の税額がないことを証明する証明書がない場合は、納付した直前 1 年間の納税証明書 1 部
 - ・非課税の場合は、非課税証明書 1 部
- カ 決算報告書の写し（最近 1 ヶ年のもの、半期決算の場合は 2 期分） 1 部
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・キャッシュフロー計算書
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- キ 委託業務経歴書（様式 3）及び契約書等の写し（実績の証明） 1 部
- ク 誓約書（様式 4） 1 部
- ケ 提案資格確認結果通知書の返信用封筒（宛名を記載し、110 円切手を貼ったもの） 1 枚

8 提案資格確認結果の通知

本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず令和 8 年 3 月 13 日（金）にメールで提案資格確認結果通知書（様式 10）のデータを送付します。

9 提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時（必着）
- (2) 提出先：7 (2) に同じ
- (3) 提出方法：土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に定める休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで持参 ※提出期限を過ぎた場合は受け付けません。
- (4) 提出書類
提案書は、別添の所定の書式（様式 5、様式 6-1・6-2、様式 7、様式 8、様式 9）に基づき作成するものとします。池田市ホームページからダウンロードしてください。また、提案については「提案書」（様式 5）を鏡とし、次の項目に関する提案を所定の様式を使用し、別添仕様書の内容を含

めて作成し、添付提出してください。

ア 業務実施体制について（様式 6-1・6-2）

例：従事スタッフの構成、人数、経歴等

イ 業務実績（様式 7）

デジタル商品券に係る実績のほか、地方公共団体等と関わった業務について、実績がある場合は具体的に記入してください。

ウ 業務計画書（様式 8 または自由様式）

様式 8 または「様式 8 業務計画書」と記載した自由様式に、業務実施にあたり、想定されるスケジュールをわかりやすく記載してください。

エ 業務実施方針及び手法（様式 9 または自由様式）

様式 9 または「様式 9 業務実施方針及び手法」と記載した自由様式に、別添の「池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託仕様書」の「5 委託業務内容」における、具体的な提案内容を記入してください。

オ 参考見積書

様式はありません。内訳が分かる内容で提出してください

(5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書、イメージ図・イラスト等を使用し、わかりやすく簡潔にしてください。

イ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント程度の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写でも見易いよう配慮をお願いします。

(6) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、池田市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1 事業者につき 1 案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

(7) 提出部数：正本 1 部、副本 10 部

10 プロポーザルの辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに電話連絡をした上で辞退届（様式 11）を提出してください。

(1) 提出先：7 (2) に同じ

(2) 提出方法：持参又は郵送

11 選定委員会（プレゼンテーション）の概要

提案内容の説明を受けるため、「池田市プレミアム付デジタル商品券事業業務委託事業者選定委員会」

(以下「委員会」という。)で、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。

(1) 実施予定日：令和8年3月30日(月)

(2) 時間配分

提案事業者ごとに提案書等の内容説明と委員会の委員からの質疑への回答等、30分程度(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

(3) プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項

- ・必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、紙資料以外にパワーポイント・PDFの使用が可能です。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、テレビモニター(HDMI接続可)を会場に準備しておりますが、その他必要な機材(パソコン、接続機器等)については持参してください。
- ・プレゼンテーションの出席は2名までとします。
- ・会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないでください。
- ・あらたな提案内容となる資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明してください。

1.2 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

- ・委員会で、提出書類及びプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、総合的に判断し、上限提案額(240,000,000円)を超えない範囲で、最も得点の高い優先交渉権者と選定します。
- ・選定を行うなかで、疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行います。
- ・審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者を選定しません。

(2) 選定結果の通知：令和8年4月上旬(予定)に、池田市ホームページに掲載するとともに、提案者全員に結果通知書(様式12)で通知します。

(3) 審査基準

審査項目	考え方・着眼点	配点
業務実施体制	業務実施能力、類似事業・デジタル商品券実績、適切なスケジュールの有無 等	20
商品券システム	商品券システムの機能適切性、利用者利便性、セキュリティ対策の万全さ 等	20
利用者・利用店舗	利用者向け：周知方法の効果、多くの購入が期待できるか。申込から購入までの流れが簡便で分かりやすいか。 利用店舗向け：募集方法の効果で目標店舗数を達成可能か。決済ツールや販促物が十分か。申込から換金までの負担が軽減されているか。	20
サポート・相談対応	相談窓口・コールセンターの設置 等	20
広報・周知活動	事業全体の効果的な広報 等	10
価格の妥当性	価格の妥当性 等	10
合計		100

※評価点が同点の場合は見積金額の低い方に決定します。

1 3 提出された書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「池田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、優先交渉権者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提出された書類は、返却しません。

1 4 無効となるプロポーザル

- (1) 本要項に定める提出方法に適合しないもの。
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があったもの。
- (5) 提案上限額を超える提案を行ったもの。
- (6) 本事業を実施することが困難と認められるもの。

1 5 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と池田市との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に池田市と詳細を協議していただきます。この際、提案内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 優先交渉権者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているときは、契約を締結しません。
- (4) 選定された決済事業者との交渉が成立せず、契約の締結が困難な場合は優先順位が次順位の者と交渉を行い、成立した場合は当該事業者と契約の締結を行うものとします。

1 6 契約保証金

契約時に必要な契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上とします。ただし、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結をもって代えることができます。

1 7 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

本プロポーザルにおいて選定された契約相手方は、業務委託契約の締結にあたり契約書の作成を要します。契約書作成にかかる費用は受注者の負担となります。

- (4) 池田市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務の全部又は一部を受注できない場合があります。
- (5) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、池田市と協議の上、行うこととします。

18 問い合わせ先

池田市 市民活動部 商工振興課

所在地 〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号（池田市役所7F）

電話 072-754-6241